

確定申告・申告相談はお早めに！ 問 税務課住民税班 ☎(72)1114

確定申告と申告相談は、**2月16日(水)**からです。申告は必ず期間内に行ってください！

申告の対象：令和4年1月1日に玖珠町に住民登録がある方で、令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)に所得があった方

(本人確認書類について)

①マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、カードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

②マイナンバーカードをお持ちでない方は、イとロの2つの書類が必要です。

イ 番号確認書類(いずれか1つ)

・通知カード※ ・住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

ロ 身元確認書類(いずれか1つ)

・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・公的医療被保険者証 ・身体障害者手帳など

申告に関する重要なお知らせ

個人番号(マイナンバー)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

また、申告書には本人以外にも、扶養親族や事業専従者の個人番号の記載が必要です。



令和4年 玖珠町が行う申告相談の日程

日	月	火	水	木	金	土
受付時間：午前9時～正午 午後1時～4時			2月16日	17	18	19
			杉河内公民館	日出生北部地区 コミュニティ センター	くすまちメルサ ンホール(2階 視聴覚室)	
20	21	22	23 天皇誕生日	24	25	26
	くすまちメルサンホール (2階視聴覚室)		申告相談は行 いません。	くすまちメルサンホール (2階視聴覚室)		
27	28	3月1日	2	3	4	5
	くすまちメルサンホール(2階視聴覚室)					
6	7	8	9	10	11	12
	くすまちメルサンホール(2階視聴覚室)					
13	14	15	2月23日(水)は申告相談日ではありません。 3月13日(日)は休日申告相談日です。			
くすまちメルサンホール (2階視聴覚室)		古後地区生活 改善センター				

申告相談に来場する方へのお願い

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

3密(「密閉」・「密集」・「密接」)を避ける対策を実施します。会場に来られる皆様には、感染症予防対策に、ご理解とご協力をお願いします。

また、所得税の確定申告をされる方は、**電子申告(e-TAX)や郵送による申告方法の利用に、ご協力をお願いします。**

(1)入場時の検温の実施

申告会場への入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など、感染防止の観点から適切でないと判断した時には、入場をお断りさせていただきます。

発熱などの症状がある方や体調のすぐれない方は、後日あらためてお越しください。

(2)マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用してください。会場の入口などでは手指消毒をお願いします。

○申告相談時間の短縮のため、事前に領収書などの整理や関係書類への記入をお願いします。

(1)農業所得のある方(1月下旬に関係書類をお送りしています。)

農業所得の収支内訳書を作成されていない方や、領収書の整理ができていない方は、受け付けができず、後日の対応となることがあります。

収入や経費がどこの内訳に入るかわからない場合は、内訳書を作成した上で、その領収書を相談時に提示してください。

(2)医療費控除を受ける方

税務課に医療費控除を受けるための「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」を用意しています。医療を受けた方は、病院、薬局ごとに分けて計算し、明細書に必要事項を記載して提出してください。

医療費控除は、通常の医療費控除、またはセルフメディケーション税制のどちらか一方しか選択できません。

1 個人住民税の申告書について

住民税申告は、1月1日に住民登録をしている市区町村に対して、前年の所得を申告するものです。

次の(1)～(4)に該当する方には、申告書を送付していません。

- (1)給与所得者で事業所などから税務課へ給与支払報告書の提出があった方
- (2)公的年金を受給されている方
- (3)給与支払報告書に記載されている被扶養者
- (4)税務署から確定申告書が届いている方

※上記に該当する方で、申告書が必要な方へは、別途郵送しますので、ご連絡ください。



2 申告が必要な方

住民税申告は確定申告とは異なり、収入がなかったとしても(収入の多少に関わらず)、申告をする必要があります。

- ・事業所などから源泉徴収票をもらっていない方
- ・給与所得、公的年金以外に収入がある方(営業、農業、不動産、一時金など)
- ・2か所以上の事業所から給与を受取り、年末調整をしていない方
- ・源泉徴収票に記載のない控除を受ける方(医療費、生命保険料、地震保険料などの控除)
- ・収入がなかった方(非課税年金のみを受給している方も含みます)



次ページへ続く

3 申告相談会場にお持ちいただくもの

- (1) マイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）
※マイナンバーカード、通知カード、番号記載の住民票の写しなど
- (2) 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認する書類（身元確認書類）
※マイナンバーカード、運転免許証、公的医療被保険者証など
- (3) 個人住民税の申告書（役場から届いていない方は、申告会場にあります）
- (4) 口座番号がわかるもの（通帳など）
- (5) 令和3年中の収入の証明となる書類（源泉徴収票、事業主が出す支払証明書、収入証明書類など）、経費の証明となる領収書、金銭出納簿など（請求書、納品書などは、経費の証明となりません）
- (6) 控除の証明となる書類（生命保険料・地震保険料の支払証明書、医療費の領収書、障害者手帳など）
- (7) 収支内訳書（収入、経費などまで記載したもの。対象の方のみ）

4 必ず申告相談期間内に申告をしてください

住民税申告や確定申告された内容は、令和4年度の町・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を決定する基礎資料となります。また、児童手当や保育料など様々な行政サービスを受ける際の資料にもなります。

申告相談期間以降に申告をして個人住民税や所得税が発生した場合は、延滞金などが発生することがあります。

申告が必要な方は、必ず申告相談期間内に手続きをお願いします。

5 その他

○申告相談期間中は、役場内で申告相談を受けることはできません。完成した申告書の受け取りのみ行います。

○玖珠町の申告相談会場以外で確定申告をされた方は、別途住民税申告をする必要はありません。

問 税務課 住民税班 ☎ (72) 1114

確定申告書類の特定個人情報の取扱いについて

町の申告相談会場で確定申告書を作成する場合、個人番号が記載された申告書などの特定個人情報を一時的にお預かりして、税務署へ引き継ぐこととなります。役場の税務課へ預けずに手続きを行いたい場合は、直接税務署で申告を行ってください。



下記の内容で確定申告をされる方は、税務署での申告をお願いします。

- ☐ 青色申告をされる方
- ☐ 土地・建物・株式・配当などに係る収入の申告をされる方
- ☐ 一時所得（賞金・当選金や保険の満期の払戻金など）の申告がある方
- ☐ 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ☐ 雑損控除を受けられる方

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」「公的年金などの源泉徴収票」の発行などに関することは、日本年金機構日田年金事務所にお問い合わせください。

●日本年金機構日田年金事務所 ☎ 0973 (22) 6174 ※自動音声案内

いつでもどこでもスマホで申告

①「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード方式対応のスマートフォンまたはタブレット（以下「スマホ等」）」をお持ちの方、②事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」を取得している方は、スマホ等からe-Taxで申告することができます。

なお、e-Taxで申告すれば、申告書の控えはPDF形式でスマホなどに保存することができます。

ID・パスワードの発行を希望される方は、事前に運転免許証等の本人確認書類を持参の上、税務署へお越しください。

問 日田税務署 ☎ 0973 (23) 2136 ※自動音声案内